

令和7年1月15日

令和7年登米市議会定例会 1月招集議会 提案理由説明書

登米市議会

議員 番

報告第1号	令和6年度登米市一般会計補正予算（専決第4号）に係る専決処分の報告について
-------	---------------------------------------

本件は、令和6年度登米市一般会計補正予算（専決第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第2号	登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について
-------	---

本件は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の改正に伴う、本条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

（新旧対照表4ページ）

議案第1号	令和6年度登米市一般会計補正予算（第7号）
-------	-----------------------

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億2,485万7千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ478億3,401万3千円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、物価高騰対策関連事業費として、とめ地域活性化商品券事業3億2,445万9千円などを増額して計上しております。

歳入では、物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金として、国庫支出金2億8,020万3千円、財政調整基金繰入金1,543万3千円、新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金2,918万9千円などを増額して計上しております。

報告第2号関係

登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>第3条～第5条 (略)</p>	<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>第3条～第5条 (略)</p>

